

業 務 委 託 設 計 書

施 行 年 度	令和3～令和8年度	契 約 番 号	伊賀市	
		2021001604		
業 務 委 託 名	支所警備業務委託	設 計 番 号		
履 行 場 所	伊賀市 馬場 他 地内	設計・積算年月日		
		令和3年12月27日		
業 種	警備－警備（機械警備）	積算者	検算者	
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円			
履 行 期 間	契約締結日から令和9年3月31日まで			
業 務 の 大 要		委託の執行理由		
警備対象施設の施設及び敷地内における火災事故、盗難事件および損壊行為防止とこれらの早期発見に努めるため、警備機器の設置および機械監視を実施する業務 【業務内容】 ・警備対象施設 ・阿山保健福祉センター（伊賀市馬場1128－1） ・大山田福祉センター（伊賀市平田656－1） ・青山複合施設（伊賀市阿保151－1） ・機械監視する項目 防犯（不法侵入等）警備及び既設火災報知器を利用した火災監視業務（24時間）。 ・警備責任時間 警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。 ・機器の配置等 仕様書別紙 警備機器設置一覧および警備機器配備図に記載。 ・警備計画書等 受託者は機械警備業務の実施にあたり委託者の提示する警備機器配備図により、警備計画書を立案する。		警備対象施設については、施設管理の観点から火災事故、盗難事件および損壊行為防止とこれらの早期発見に努める必要があります。 前年度まで各施設管理課において宿日直員を雇用し上記業務を実施していたが、機械警備に切り替えることにより、事務手続きの集約・省力化および経費の削減を図るためこの度各施設を一括複数年契約で執行するものです。		

設 計 内 訳 書									
費用	工種	種別	細別	単位	数	量	単 位	金 額	摘 要
業務委託費									
業務価格				式					第 0 0 0 1 号 代価表
					1				
消費税及び地方消費税相当額				式					
					1				
業務委託費計				式					
					1				

第 0001 号 代価表			1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)			
名 称	規 格	単位	数 量	単 位	金 額	摘 要
阿山保健福祉センター		一式				R3年度中に実施 R4.3.25までに設置
機器設置料、カードキー発行料			1			
阿山保健福祉センター		月				R4～R8年度（60ヵ月）
月次警備委託料			60			
大山田福祉センター		一式				R3年度中に実施 R4.3.25までに設置
機器設置料、カードキー発行料			1			
大山田福祉センター		月				R4～R8年度（60ヵ月）
月次警備委託料			60			
青山複合施設		一式				R3年度中に実施 R4.2.25までに設置
機器設置料、カードキー発行料			1			
青山複合施設		月				R4～R8年度（60ヵ月） R4.3月も警備期間とする。 （1ヵ月）
月次警備委託料			61			
		枚				
		年				
		年				
		年				
		年				
		年				
業務価格計						

支所警備業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、伊賀市（以下、「委託者」という。）が、発注する支所警備業務委託に係る委託契約書および設計図書の内容について統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るため定めるものとする。

2 業務の内容

受託者は警備対象施設（以下、「対象施設」という。）の施設及び敷地内における火災事故、盗難事件および損壊行為防止とこれらの早期発見に努めるため、次のとおり業務を実施する。

（１）対象施設

a、阿山保健福祉センター（伊賀市馬場１１２８番地の１）

連絡先：０５９５－４３－０３３３

b、大山田福祉センター（伊賀市平田６５６番地の１）

連絡先：０５９５－４７－１１５０

c、青山複合施設（伊賀市阿保１５１番地の１）

連絡先：０５９５－５２－１１１２

（２）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（３）履行期間

履行期間は以下に定めるとおりとし、警備実施に必要な鍵等の受託者への貸与については各施設、警備業務に用いる機械装置（以下、「警備機器」という。）の設置期日までに実施することとする。

なお、警備機器の設置にかかる調整等については受託者が施設管理者と協議し決定する。

①阿山保健福祉センターおよび大山田福祉センター

令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとする。（６０ヵ月）

なお、警備機器の設置については、契約締結日以後速やかに実施し、令和４年３月２５日までに終わるものとする。

②青山複合施設

令和４年３月１日から令和９年３月３１日までとする。（６１ヵ月）

なお、警備機器の設置については、施設引渡し日（令和４年２月上旬予定）以後速やかに実施し、令和４年２月２５日までに終わるものとする。

ただし、施設引渡し日が工事進捗により延長され、警備開始が令和４年３月１日以降となる場合、施設管理者と受託者で協議し期間を見直すこととする。

（４）機械監視をする項目

防犯（不法侵入等）警備及び既設火災報知器を利用した火災監視業務（２４時間）。

（５）警備機器

受託者は対象施設に（４）に掲げる事項を監視できる警備機器を設置するとともに、設置した警備機器が常に正常に作動するように維持しなければならない。

なお、警備機器の機能は次によるものとし、履行期間終了後、受託者は原則として警備機器を撤去する。

また、対象施設の錠前は電気錠を除き、既存の錠前を使用するものとする。

（ア）対象施設共通仕様（警備機器の配置は別紙「警備機器配備図」参照。）

- ① 施設のドア、ガラス等の開閉を感知する機能
- ② センサーが感知した内容を表示する機能
- ③ 火災発生を感知及び監視する機能
- ④ 警備機器及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑤ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- ⑥ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- ⑦ 通信回線の断線を監視する機能。ただし通信回線は受託者負担とし、通信回線の状態を常時受託者基地局等で監視できること。

（イ）電気錠設置施設のみ（電気錠の配置については別紙「警備機器配備図」参照。）

- ① 電気錠対応となるドアについては、２（５）（ア）⑤ 警備の開始、解除の操作を行う機能を有した機器（以下、「外部カードリーダー」という。）を設置すること。
- ② 警備機器の操作に用いる非接触カードもしくは非接触タグ（以下、「非接触カード等」という。）を用いて電気錠を操作できること。
- ③ 仕様に基づき、機械警備の解除・設定と電気錠の解錠・施錠を連動することが可能であること。
- ④ 仕様に基づき、各ドアに設置した外部カードリーダーの連動が可能であること。
- ⑤ 警備責任時間帯外については、委託者が施錠及び解錠を操作できること。

（６）警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

（７）警備機器の配置等

別紙「警備機器設置一覧」および「警備機器配備図」に記載。

なお、警備機器については、記載機器と機能的に同等のものであれば可とする。

（８）貸与する施設の鍵等の取扱い

貸与する施設の鍵等（対象施設の鍵及び非接触カード等）の取扱いは、警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。

また、警備機器操作のための非接触カード等は責任をもって管理し運用する。

なお、非接触カード等は阿山保健福祉センター ２９枚（うち１２枚は通用口の解錠のみ可能とする。）、大山田福祉センター １７枚、青山複合施設 ２０枚とする。

- ① 厳重に保管し、鍵等の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理する。
- ② 無断で複製はしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、施設管理者に作成を依頼又は届出し、作成を行う。

- ③ 履行期間終了時に返却する。
- ④ 定期的に鍵点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認する。
- ⑤ 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバッグに収める。
- ⑥ 施設管理者から鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却時まで保管する。

(9) 警備計画書等

受託者は警備業務の実施にあたり委託者の提示する「警備機器配備図」を基に警備計画書を立案する。

なお、具体的な警備対応方針等、個別部分については契約締結後、履行期間開始前に施設管理者と協議した上で立案し承認を受けることとする。

(10) 異常事態受信時の措置

対象施設に異常事態が発生したときは、次の方法により措置を行う。

- ① 受託者は、対象施設に異常事態が発生したことを確知したときは、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年三重県公安委員会規則第1号）」に基づき、警備員を遅滞なくに急行させる。
- ② 対象施設に急行した警備員は、異常事態を確知した場合、事態の拡大防止にあたるとともに、本部及び警備計画書等に定められた関係機関の緊急連絡先に連絡する。

なお、関係機関の緊急連絡先については契約締結後、履行期間開始前に施設管理者及び関係各局と協議し作成することとする。

(11) 業務の報告

受託者は委託者が承認した様式により、毎月の警備状況処理事項報告書を作成し、翌月10日までに提出するものとする。

3 経費の負担及び委託料の支払

(1) 経費の負担

- ① 警備機器の保守点検費、維持管理費、人件費、使用機材、消耗品費、通信料、その他一切の経費を受託者が負担するものとする。なお、本業務に最低限必要と認められる範囲内において、対象施設の光熱水費は委託者が負担する。
- ② 警備機器の設置および契約解除後の撤去、対象施設の原状復帰にかかる費用については受託者の負担とする。ただし、原状復帰は、パテ埋め、化粧板による目隠し程度の軽微な補修で差し支えない。

なお、委託者の責に帰すべき事由により、警備機器が毀損、紛失した場合は、その実費を受託者に支払う。

(2) 委託料（機器取付費を含む）の支払

受託者は委託料を四半期毎に取りまとめ、取りまとめ月の翌月に委託者に請求し、委託者は請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

なお、警備機器の機器取付費について受託者は工事完了後取りまとめ、取りまとめ月の翌月に委託者に請求するものとする。

また契約を委託者の都合により契約期間満了前に解約する場合、残存契約期間に応じた解約金を受託者に支払うものとする。解約金の算出式については契約時に委託者及び受託者双方で協議し決定する。

4 その他

- (1) 退出時及び出勤時の警備開始及び終了は、非接触カード等による操作のみで行えるものであること。
- (2) 警備業務遂行にあたっては、警備業法に基づき行うこととし、定めのないものについては委託者と受託者の両方で協議して決定する。
- (3) 停電時は最低 30 分のバックアップがあること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。

別紙 警備機器設置一覧

警備機器名	阿山保健 福祉センター	大山田福祉 センター	青山複合施設
主要装置（非常通報装置）	1	1	1
通信回線基盤	1	1	1
外部カードリーダー	2	1	2
非接触カード等	2 9	1 7	2 0
電気錠ユニット（ア）※	1	—	2
電気錠ユニット（イ）※	1	—	—
画像センサー	1	1	2
インフラレッドセンサー	2	1	1
マグネットセンサー	2	3	2
警報装置もしくはスピーカー ※主要装置に含まれるのも可	1	1	2
フラッシュライト ※外部に異常がわかるもの	1	1	1

※上記機器以外に必要となる装置は設置する。なお、警備機器の配置については別紙「警備機器配備図」を参照するものとする。

※警備機器については、記載機器と機能的に同等のものであれば可とする。

※電気錠ユニットについて

電気錠ユニットの配置は別紙「警備機器配備図」を参照するものとする。

（ア）…非接触カード等で機械警備の解除・設定と電気錠の解錠・施錠を連動して操作可能であること。また同一施設内の各ドアに設置した外部カードリーダーの連動が可能であること。

※阿山保健福祉センター…阿山支所執務室に設置する電気錠ユニットが該当。

（イ）…非接触カード等で電気錠の解錠のみ操作可能とし、解錠時は自動施錠（オートロック）とする。

なお、阿山保健福祉センターについて、非接触カード等29枚のうち12枚は（イ）のみ、残り17枚は同一の非接触カード等で（ア）、（イ）の双方ともに操作可能であることとする。